

答申書

(素案)

令和〇年〇月〇日

香川県広域水道企業団水道事業等審議会

目 次

1	はじめに	1
2	事業統合及び統一料金検討の経緯	1
3	統一料金の基本方針	2
4	料金改定の必要性	3
5	料金算定期間	4
6	料金改定率	4
7	料金体系	4
8	新料金表等	4
9	付帯意見	4
10	おわりに	5
11	附属資料	7

1 はじめに

香川県広域水道企業団は、将来にわたり安全で安定した水道水を供給することを目的に、それまで水道用水供給事業を行っていた香川県及び末端給水事業を行っていた香川県内8市8町（直島町を除く。）の水道事業等を統合し、平成30年4月に全国初となる県内1水道としての事業運営を開始した。

しかし、企業団の水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水型社会の普及等による給水収益の減少、施設・管路の老朽化に伴う更新需要の増大に加え、頻発化・激甚化する自然災害や渇水対応といった香川県独自の課題への対応等、依然として厳しい状況が続いており、独立採算制を原則とする水道事業において、将来にわたり安全で安定した水道水の供給を維持するための安定的な財源の確保が大きな課題となっている。

このような状況の中、香川県広域水道企業団水道事業等審議会では、令和5年7月27日に香川県広域水道企業団企業長から諮問を受け、今後の水道料金のあり方について、今後の社会情勢の推移を見極めながら、慎重かつ多角的な視点から、審議を重ねてきた。

ついては、これまでの審議の内容を踏まえ、次のとおり答申する。

2 事業統合及び統一料金検討の経緯

（1）事業統合の経緯

香川県における水道事業の広域化については、平成22年2月に香川県水道広域化専門委員会が設置され、県内1水道に向けた専門的かつ客観的な検討が開始された。

平成23年3月に、同専門委員会から香川県知事へ提出された「香川県内水道のあるべき姿に向けて」において、「香川県内水道のあるべき姿の実現のため、県民すべての方々に、安全な水を、いかなる時も安定的に供給していくためには、各水道事業者が個別利害を超えて広域的な見地から連携・協力し、経営基盤の強化や水源の一元管理などにより、課題を克服していくことを目指した「広域化」が有効な手段であり、離島を含めた香川県全域を対象区域とした「広域化」を推進すべきである。」と提言がされ、ここに県内1水道の実現に向けた基本理念を確認した。

そして、平成29年8月に、香川県広域水道事業体設立準備協議会において当企業団の事業運営の基本指針である「香川県水道広域化基本計画」が定められ、令和29年8月30日に、香川県及び8市8町の「水道事業の統合に関する基本協定書」において「水道事業等の統合の時期は平成30年4月1日とする。」とされた。

これらを踏まえて、香川県広域水道企業団は、平成30年4月に香川県及び県内8市8町の水道事業等を統合し、全国初の県内1水道による事業運営を開始した。

（2）統一料金検討の経緯

統合後の水道料金については、水道利用者の負担が急激に変化すること等を考慮し、基本計画において「平成39年度までは、旧水道事業体の料金体系を用い、広域水道施設整備事業終了後の平成40年度に水道料金を統一する。」「水道料金の統一に当たっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。」ことで合意された。

この方針に基づき、同一の水道事業でありながら現在も市町ごとで異なる料金体系が適用されているが、基本計画で定められた令和10年の料金統一に向け、水道利用者の負担の公

平性を確保しつつ、持続可能な事業運営を支えるために必要な財源を確保できる適正な料金を構築することが重要である。

一方、平成30年度の事業統合から現在までに、社会情勢や当企業団の水道事業を取り巻く環境は変化している。そのため、統一料金の検討に当たっては、基本計画で定められた方針を踏まえるだけでなく、事業統合後の社会情勢や水道事業を取り巻く環境の変化を十分に考慮し、かつ平成30年の水道法改正の趣旨（人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図ること）を的確に踏まえることが求められる。

3 統一料金の基本方針

「香川県水道広域化基本計画」では、水道料金に関する基本方針を「令和9年度末までは旧水道事業体の料金体系を用い、令和10年度に水道料金を統一する」「水道料金の統一に当たっては、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸にすることを基本とする」としている。

上記の基本方針を踏まえ、統一料金のあり方を検討するに当たっては、（1）水道事業が持続可能な施設整備を行う（2）必要な料金水準の設定は、中長期的な視点も考慮して行う（3）法制度等を踏まえた料金設定を行うことに留意し、統一料金の基本方針は以下のとおりとした。

（1）料金制度（料金構造）

水道料金算定要領（日本水道協会）（以下、算定要領）では、「一般に水道料金は、水道の使用水量の有無に関係なく、いつでも安全なおいしい水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担してもらう「基本料金」と、使用した水量に応じて必要となる経費を負担してもらう「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用している。」ことから、統一料金では、「基本料金」と「従量料金」で構成される二部料金制とする。

（2）基本水量

水道の普及率が98.3%（令和6年度末）となった今日では、「公衆衛生の向上を図る」という制度の趣旨はすでに果たされており、算定要領でも、基本水量を設定しない料金体系が原則とされていることから、統一料金の基本水量は廃止する。

（3）料金体系（口径別、用途別）

口径別料金体系は、口径ごとに必要となる費用に応じた料金を求めるため、費用負担の公平性と料金体系の明確性が確保できるが、用途別料金体系は、一般家庭用の用途区分を設定することで生活用水の低廉化を図れるものの、用途の区分が明確でなく、客観性に欠けることから、算定要領では、漸進的に解消することとされている。したがって、統一料金の料金体系は、口径別料金体系とする。

（4）メーター使用料

統一料金では、メーター使用料は、総括原価に一体的に含むこととし、基本料金に反映させるため、メーター使用料は設定しないこととする。

（５）従量料金

全国で過半数の団体が通増型であり、県内でも１１の事業体が通増型（残り５事業体は単一型）であることから、統一料金では、**通増型の従量料金体系**を基本とする。

（６）湯屋用・特殊用

物価統制令によって入浴料金が統制されている「湯屋（公衆浴場）用」については、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であることから、統一料金においても、**湯屋用はこれまでの取扱いを維持**することとする。なお、料金は一般用の２分の１の額とする。

一方、「特殊（臨時）用」については、負担の公平性という観点や、一時的、臨時的ということを除けば一般用と変わるものではないという観点を考慮して、**特殊用は廃止**する。

（７）共同住宅（連用給水装置）

「共同住宅（連用給水装置）制度」における基本料金の算定については、同じ特例措置である「各戸検針・各戸徴収制度」を対象とした厚生省水道課長通知（昭和３８年環水第３６号）の「実質的には一般の個別住宅と変わらないため、個々の居住者を供給対象とみなして、一般水道事業の受給者に対すると同様の取扱いとする」という趣旨を踏まえて、統一料金では、全国的にも多く採用されている**各戸のみなし子メーターを対象とした方式**とし、各戸ごとに算定した合計額とする。

（８）加入金制度

安定した水道用水の供給確保及び効率的な水融通を行うために、今後、必要となる浄水場等の整備（統廃合）や、水資源機構が行う香川用水施設の老朽化対策、耐震化対策への負担を踏まえるとともに、水道の新旧使用者の負担の公平性及び料金値上げの抑制の観点を考慮し、統一料金では、**加入金制度は維持**することとする。なお、加入金の水準は、口径ごとに、現在使用している香川県広域水道企業団内の旧水道事業体の加入金のうち、最少の額を採用する。

（９）口座割引制度

支払い方法の多様化を進めるなか、口座振替についてのみ割引制度を設ける合理的理由がなく、仮に企業団全体に口座割引制度を適用した場合、企業団の財政状況に大きな影響を及ぼすことから、統一料金では、**口座割引制度は廃止**する。

（１０）福祉減免制度

社会福祉施策による減免制度は、地方公営企業である水道事業の「独立採算制の原則」と「受益者負担の原則」になじまない制度であり、社会福祉行政として取り組むべき制度であることから、統一料金では、**福祉減免制度は廃止**する。

４ 料金改定の必要性

企業団では、令和８年３月、水道施設の統廃合、水道施設耐震化の推進、持続可能で安定的な給水に向けた次期施設整備計画を策定し、本計画では施設配置の最適化や災害対応力強

化、水道施設の機能維持・向上に努めることとしており、これらに対応した今後の事業費の増加が見込まれている。

さらに、近年の人口減少などによる水需要の減少、急激に変化する社会・経済情勢や、これに伴う物価高騰等により、料金改定を実施しない場合、令和15年度には資金が不足することが想定される。

このことから、健全な財政運営を維持するとともに、水道施設の維持・更新を計画的に進め、持続可能な水道事業の実現に必要な資金を確保するためには、料金統一とともに料金改定が必要であると判断した。

5 料金算定期間

水道法施行規則や算定要領において、負担の公平性や原価把握の妥当性などから、概ね3年から5年を基準とすることが明記されている。

統一料金の算定期間は、現在の経済状況を勘案しつつ、可能な限り頻繁な改定を避けることや次回改定検討への配慮を考慮し、令和10年度から令和13年度までの**4年間**とすることが妥当であると判断した。

6 料金改定率

今後の料金収入の減少や物価高騰など水道事業を取り巻く経営環境の厳しさを踏まえ、利用者負担の増加をできる限り抑制する観点から「香川県水道広域化基本計画」策定時の財政目標を見直した。その上で、料金算定期間中の財政の健全性を維持するとともに、計画的な水道施設の維持・更新に必要な財源を確保できるよう、①各年度末に内部留保資金を30億円以上確保する、②企業債残高は令和20年度末に料金収入の4倍以下とする、③算定期間中総収支比率は100%という財政目標を設定し、その条件のもと現在と将来の水道利用者の公平性にも配慮した結果、料金改定率は平均**30.5%**が妥当であると判断した。

7 料金体系

高松市の料金体系を軸に統一することを基本に、今後、使用水量の減少が見込まれる中で経営の安定化を図るためには、現行料金と比較して、基本料金の割合を高める案が望ましい、かつ、公平性の観点から可能な限り逓増度を小さくする案が望ましい。そのため、**基本料金と従量料金の比率は現行比率と比べ基本料金比率を上げつつ、逓増度を緩和させる案**が妥当であると判断した。

8 新料金表等

新料金表及び加入金は、別表のとおりである。

9 付帯意見

(1) 適時適切な料金水準等の見直し

経済環境の変化等により健全な経営の維持が困難となる場合は、料金算定期間内でも収支の実績と見通しに基づき、速やかに料金水準の見直しを行うこと。また、経営の安定化を図る観点から、基本料金の割合を高めることや逓増度のさらなる緩和を検討すること。

(2) DX・GX 及び新技術等の活用

技術革新や社会情勢の変化に対応するとともに効率的な事業運営に努めるため、DX・GX の推進、新技術の活用及び官民連携などを積極的に検討すること。

(3) 人材の確保・育成

将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、その根幹を担う人材の確保及び育成に計画的に取り組むとともに、技術や知識の継承を着実に進め、事業を支える組織体制の維持・強化に努めること。

(4) 水道利用者の理解促進

分かりやすい説明と多様な方法での周知を行うとともに、令和 10 年度の料金統一後も経営状況や水質情報、危機管理に関する情報を発信することにより、水道利用者の理解促進に努めること。

(5) 施設整備計画の確実な推進

水道料金は施設整備計画に基づく事業費を前提として設定されるものであることを踏まえ、施設整備計画の進捗状況を継続的に確認・検証するとともに、事業環境の変化に応じて必要な見直しを行いながら、計画的かつ効率的な施設整備に努めること。

10 おわりに

(1) 今後の事業運営について

今回の料金統一は、単なる料金制度の変更ではなく、県内 1 水道として持続可能な水道事業を実現するための新たな起点である。香川県広域水道企業団においては、本答申の趣旨を十分に踏まえ、今後も水道利用者の理解と信頼のもと、将来にわたり健全で安定した事業運営に努められることを期待する。

(2) 県内 1 水道としての水道広域化を活かした事業のさらなる発展について

香川県広域水道企業団における県内 1 水道としての水道事業の広域化は、全国に先駆けて実現した取組であり、水道事業を取り巻く環境が今後ますます厳しさを増す中、持続可能な水道事業の運営に向けた先進的な事例として、大きな意義を有している。

今後においても、これまで培ってきた知見や実績を活かし、広域化の効果を最大限に発揮させる取組を着実に進めるとともに、香川県広域水道企業団の取組みが先進的なモデルとなり、全国の水道事業における持続可能な水道事業の構築に寄与することを望むものである。

(別表)

・新料金表

(1月当たり、税抜き)

用途	使用料			
	口径 (mm)	基本料金 (円)	従量料金	
			水量 (m ³)	単価 (円)
一般用	13	1,240	1 ～ 10	55
			11 ～ 20	166
			21 ～ 100	240
			101 ～	277
	20	2,479	1 ～ 20	166
			21 ～ 100	240
			101 ～	277
	25	4,346		
	30	5,986		
	40	11,009		
	50	23,177		
湯屋用	75	49,250		
	100	89,809		
	150	231,766		
	200	451,575		
	—	上記口径に応じる	1 ～ 20	83
			21 ～ 100	120
			101 ～	139

・加入金

(税抜き)

口径 (mm)	金額 (1箇所につき) (円)
13	30,000
20	60,000
25	120,000
30	200,000
40	300,000
50	550,000
75	1,500,000
100	1,800,000
150	2,400,000
200	9,800,000

11 附属資料

(1) 諮問書

5 水企調第3118号

令和5年7月27日

香川県広域水道企業団水道事業等審議会

会長 様

香川県広域水道企業団

企業長 池田 豊人



諮 問 書

香川県広域水道企業団水道事業等審議会条例第2条の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

香川県広域水道企業団は、平成30年4月に、香川県及び県内8市8町の水道事業等を統合し、業務を開始しました。

本企业団では、現在、構成団体の料金制度を用いた区分経理を実施しておりますが、企業団の業務運営の基本指針である「香川県水道広域化基本計画」では、「令和9年度までは、旧水道事業体の料金体系を用い、広域水道施設整備事業終了後の令和10年度に水道料金を統一する。水道料金の統一に当たっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。」としております。

人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給していくためには、統一後の水道料金について、基本計画策定後の環境変化や平成30年の水道法改正の趣旨を的確に踏まえたものである必要があります。

つきましては、令和10年度の水道料金統一に向け、本企业団の今後の水道料金のあり方について意見を求めます。

(2) 委員名簿

役職	氏名	備考
会 長	安藤 茂	公益財団法人 給水工事技術振興財団 理事長
副会長	佐藤 裕弥	早稲田大学 総合研究機構水循環システム研究所 教授
委 員	境 輝美	元 香川県消費者団体連絡協議会 理事
委 員	土居 譲治	一般社団法人 高松市コミュニティ連合会 副会長
委 員	三谷 朋幹	坂出商工会議所 会頭
委 員	持田 めぐみ	国立大学法人香川大学 経済学部 教授
委 員	森川 さち子	森川さち子公認会計士事務所 公認会計士
委 員	吉田 秀典	国立大学法人香川大学 創造工学部 創造工学部長
委 員	吉田 洋子	香川県商工会議所女性会連合会 会長

(3) 審議経過

		開催日	審議の概要
令和5年度	第1回	7月27日	・水道料金のあり方について（諮問） ・香川県広域水道企業団の現状について
	第2回	12月22日	・「統一料金のあり方」検討に当たっての基本的な考え方（案） ・水道料金の概要について
令和6年度	第3回	6月24日	・水道料金統一に当たっての論点の整理について
	第4回	10月2日	・水道施設の耐震化等の現状について ・今後の水道施設整備の方向性について
	第5回	3月3日	・水道料金統一に当たっての論点の整理について ・統一料金の基本方針（案）について
令和7年度	第6回	11月17日	・今後の水道施設整備の基本方針及び財源確保について ・料金所要額の検討について
	第7回	1月20日	・料金水準・料金体系のシミュレーション結果の提示
	第8回	3月10日	・料金水準・料金体系の検討について
令和8年度	第9回	6月1日	・料金水準・料金体系の検討について
	第10回	9月30日	・料金水準・料金体系の決定 ・答申書素案
	第11回		・答申書案